社会福祉法人　モ　ニ　カ
特定施設入居者生活介護　ケアハウス桜

運　営　規　程

（事業目的）

第 1 条　　社会福祉法人 モニカが開設する、特定施設入居者生活介護 ケアハウス 桜（以下、「特定施設」という）が行う、特定施設入居者生活介護、及び介護予防特定施設入居者生活介護（以下、「特定介護」という）の事業の適正な運営を確保するために人員、及び管理運営に関する事項を定め、施設の生活相談員、介護職員、看護職員、計画作成担当者並びに調理員（以下、「施設介護従事者」という）が、介護状態等にある入居者に対し、適正な介護サービスを提供することを目的とする。

（運営方針）

第 2 条　　特定施設は、法の基本理念に基づき、利用者福祉と施設内における人間性を大切に、自立した日常生活を営むことができるように入浴、排泄、食事等その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、健康で明るく生きがいのある生活ができるよう、共に和の心をもって努めるものとする。

2　特定介護の事業実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条　特定介護の事業を行う施設の名称､及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名　称　　社会福祉法人 モニカ
特定施設入居者生活介護　ケアハウス桜

(2) 類　型　　混合型特定施設

(3) 所在地　　札幌市白石区本通 10 丁目南 10 番 11 号

（職員の職種・員数及び勤務内容）

第 4 条　　特定施設に勤務する職員は、特定介護の事業遂行のため兼務とし、職種・員数及び勤務内容は次のとおりとする。

ただし、施設介護従事者は、特定介護サービス提供に支障のないときに限り、特定介護サービス以外の入居者に対し、サービスを提供することは差し支えないものとする。

(1) 管理者　　1名（兼務）
管理者は、法人理事長（以下、「理事長」という。）の命を受けて、理事会の決定する方針に従い、施設従事者を指揮監督し、施設の会計、財産管理、及び施設業務を総括する。
(2) 生活相談員　　1名（常勤職員1名）
利用者の生活相談、面接、身上調査及び利用者サービスの企画並びに実施、家族及び地域等の各種相談に従事する。
(3) 介護職員　　10名（常勤職員　2名 非常勤職員8名）
利用者の日常生活の生活支援、介護に関すること及び居室、食堂、洗濯室、浴室、トイレ等の管理指導に従事する。
(4) 看護職員　　2名（常勤職員2名）
看護業務の責任者として、利用者の看護・介護及び健康予防保持のための指導・助言、並びに適切な処置を行うことに従事する。
(5) 計画作成担当者　1名
利用者が自立した日常生活維持に必要な支援等の課題・目的等を把握し、特定介護サービス計画を作成することに従事する。
(6) 機能訓練指導員　1名（看護職員が兼務）
利用者が、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する為の訓練を行うことに従事する。

2　前項に掲げる定数の職員のほか、必要に応じてこれを超えた職員を置くことができるものとする。

（利用定数及び居室数）
第5条　特定介護の利用者数は69名とする。(ケアハウス桜の定員数は、70名)
居室数は69室とする。(内訳　一人室68室、二人室1室)

（設備基準）
第6条　設備基準は次のとおりとする。
・介護居室・・・・・・・個室とする
・浴室・・・・・・・・・6階に設置
・トイレ・・・・・・・・個室及び各階ごとに設置
・食堂・・・・・・・・・2階に設置
・機能訓練室・・・・・・6階に娯楽室2及びラウンジとして設置

（介護専用居室の利用条件及び手続き）
第7条　特定介護のサービスをより適切に提供するため、現在の居室を介護専用居室として使用することについて、利用者及び家族の同意を得た上、

契約書に明記し行うものとする。

（サービス提供の記録及び内容）

第 8 条　特定施設は、特定介護の開始に際して当該開始の年月日及び入居している特定施設の名称を、終了に際しては当該終了の年月日を、利用者の介護保険被保険者証に記載する。

2　特定介護を提供した際には、具体的なサービス内容等を記録する。

3　特定介護のサービス内容は次のとおりとする。

(1)　食事の提供及び栄養管理、食事援助

(2)　入浴・清拭による清潔の保持、入浴介助（入浴は週 2 回。3 回以上は有料）

(3)　排泄の自立支援

(4)　離床、着替え、整容その他日常生活の世話

(5)　居室清掃・洗濯・ゴミだし・買い物代行等の家事援助

(6)　生活機能の改善または維持のための機能訓練による身体低下の防止

(7)　看護責任者の常勤看護師と医療機関等や施設介護従事者との連携により、24 時間の連絡体制を確保し、健康管理等を行う他、利用者の健康状態を継続的に記録し主治医、協力病院などに月一回以上情報提供を行う。

(8)　本人・家族に対する相談、助言等の援助

(9)　その他レクリエーション、行事、サークル等のサービス提供

4　サービス提供の内容は、予め計画したケアプランに沿ったものとする。

（利用料等）

第 9 条　特定施設の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、その一割の額を入居者負担とする。また、特定介護利用者が生活保護受給者であるときは、札幌市からの通知より、生活保護基準の定めによる自己負担額がある。

（特定施設利用に当たっての留意事項）

第 10 条　特定施設利用者は、施設利用に当たって以下の各号を満たすものとする。

(1) 心身の状態についての情報は必要に応じ、施設側に提供すること。

(2) 利用について苦情がある場合は、速やかに苦情受付担当者に申し出ること。

(3) 介護保険法その他の省令等に基づく市町村の監査、調査について協力すること。

(4) 入居者は、特定施設入居者生活介護　ケアハウス桜の運営規程の取り

決めや指示に従うこと。

(5) 特定施設の利用に限らず外部の在宅福祉サービスの選択権は自由とすること。

(緊急時における対応方法)

第 11 条　施設介護従事者は、入居者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、看護責任者の看護師に連絡をいれ指示を仰ぎ対応をとると共に、速やかに特定施設が定めた協力医療機関または入居者の掛かりつけの医療機関へ連絡を行う等、24 時間管理体制をもち必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第 12 条　管理者または防火管理者は、非常災害その他急迫の事態に備えて、常に利用者の安全を図るため別に定める防火に関する規程に基づき、予め対策を立てて、年 2 回、利用者及び職員の防火訓練を行うものとする。

2　前項の細目については、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）の規程に基づき別に定める消防計画によるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 13 条　特定施設は、予め入居申込者またはその家族に対し、運営規程の概要、従事者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に関する重要事項の説明を行い、入居及び特定介護のサービス提供に関する契約を文書により締結する。

2　特定施設は、介護従事者に福祉に対する理念と資質の向上を図るため、必要と認められる研修に参加させ、または施設内研修を実施する。

3　社会福祉法人モニカの策定した、個人情報保護方針、及び個人情報利用目的にのっとり、業務上知り得た入居者またはその家族の個人情報については秘密を保持する。

4　従事者であった者に、業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従事者との雇用契約の内容とする。

5　入居者の介護計画については３ヶ月から 6 か月ごとに内容を検討し、必要に応じ更新するものとする。

6　ケアハウス桜は、特定介護のサービス提供内においては、最善の対応を行いますが、身体及び精神状況で継続的に常時介護が必要になるか、あるいは医療的管理が継続的に必要となった場合は、特定施設での生活が困難になってきたと判断する。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第１４条

１．　虐待の防止に関する責任者の選定

特定施設入居者生活介護　介護支援専門員を責任者とする。

２．　従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修方法・計画

以下の通り実施します。

① 定期的な研修の実施（年２回）

② 新任職員への研修の実施

③ その他必要な教育・研修の実施

④ 実施した研修についての実施内容の記録と保管

３．　虐待や虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法

① 虐待が発生した場合は、速やかに札幌市に報告するとともにその要因の解消に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、就業規則に従い、厳正に対処します。

② 緊急性の高い事案は、行政機関及び警察の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

附　則

この規程は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施工する。

この規定は、令和 6 年 11 月 1 日から施工する。

【特定施設入居者生活介護　ケアハウス桜　利用料金一覧】

(1) 利用料

以下の料金表によって、介護度に応じたサービス利用料金を負担していただきます。(1ヵ月を 30 日とした場合の料金となります)

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
事務費	１０，０００～４０，２００						
1 割負担金	6,525	11,042	19,310	21,637	24,069	26,327	28,723
2 割負担金	13,050	22,084	38,620	43,274	48,138	52,654	57,446
3 割負担金	19,575	33,126	57,930	64,911	72,207	78,981	86,169

＊　「生活費」「管理費」等は、ケアハウス桜利用料金規程に従います。

＊　11 月～3 月の間は、生活費に暖房費（9,220 円）が加算されます。

＊　上記金額は、国の基準に基づいて改訂される場合があります。

＊　上記利用料の他に加算利用料がかかります。

・高齢者等感染対策向上加算Ⅱ　5 円/月

・科学的介護推進体制加算　5 円/月　・医療機関連携加算　101 円/月

・夜間看護体制加算（要支援なし）　247 円/月（1 ヶ月 30 日の場合）

（2）その他の利用料

下記の介護サービスについては、所定の利用料を負担いただきます。

介護サービス	利　用　料	摘　要
１．介護サービス ○排泄＜おむつ代＞	・おむつパンツ 1 枚　120 円 ・平おむつ　〃　50 円 ・パット　〃　50 円	＊左記以外のおむつ代等は別途ご相談。
○入浴等＜清拭・入浴介助・特浴＞	週 2 回まで無料。3 回以上は 1 回につき ・清拭 1,000 円・入浴介助 1,600 円 ・特浴 2,000 円	
２．同行サービス	・同行時間 1H 未満 1,000 円 2H 未満 2,000 円 (2 時間以上 3,000 円) ＊送迎同行の場合、要する時間の合計分の請求。	＊燃料費高騰等特別な事情が発生した場合は改定があります。